



「知ってる？ 幡羅官衙遺跡」

No. 2 郡役所の役人

郡役所にはたくさんの役人が勤務していました。といっても、正式に任命された役人（郡司）は数名で、郡の規模によって定員が決まっていた。幡羅郡の場合には、大領（長官）・小領（次官）・主政（第三等官）・主帳（書記官）が各1名ずつの計4名で、大領や小領は地元有力者による世襲を基本とし、任期のない終身官が基本でした。郡司の主な仕事は、郡内の統治と取り締まり、公文書の作成や審査、事務の監督などがあり、国司の監督下で行われました。

しかし、こうした正規職員だけでは郡役所は運営できませんので、100人近い非常勤職員が勤務していました。彼らが担った仕事には、税の徴収やクラの鍵の管理、薪を集めたり炭を焼いたりする作業、食材管理や調理、土器作り、紙作り、その他雑務などがあり、多種多様な業務があったことがわかっています。

次回は
『郡役所のクラ』です。
お楽しみに！

